

第9回 赤穂市地域公共交通会議 会議録

- 1 日 時 令和4年4月28日(木) 10:00~10:30
- 2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室
- 3 出席者
- (1) 委 員
- | | |
|-------|--------------------|
| 藤本 大祐 | 赤穂市副市長 |
| 岸本 慎一 | 市総務部長 |
| 高見 博之 | 市教育次長(管理) |
| 妻木 孝典 | (株)ウエスト神姫 |
| 水田 節男 | (公社)兵庫県バス協会 |
| 西川 英也 | 赤穂神姫タクシー(株) |
| 佐用 大輔 | 御崎タクシー(株) |
| 島田 裕弘 | 赤穂市自治会連合会 |
| 室井 久夫 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
| 平田 靖 | (株)ウエスト神姫労働組合 【代理】 |
- (2) 専門員
- | | |
|--------|-------------------------|
| 田橋 一 | 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 【代理】 |
| 喜多村 勇輔 | 兵庫県赤穂警察署交通課 |
| 寺村 圭祐 | 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 【代理】 |
| 北濱 眞由美 | 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所 【代理】 |
- (3) 事務局
- 尾崎市長公室長
玉木企画政策課長
庵原企画係長
建部企画係主査
- 4 欠席者
- | | |
|--------|-------------|
| 守岡 正彦 | 赤穂タクシー(株) |
| 前田 護 | 赤穂市自治会連合会 |
| 眞殿 としみ | 赤穂市女性団体懇話会 |
| 有吉 一美 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
| 多田 憲子 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
- 5 会議の概要
- (1) 開 会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 委員、専門員等紹介
 - (4) 協議事項
 - ・圏域バス「ていじゅうろう」上郡ルート変更(案)について
 - (5) 報告事項
 - ・赤穂市地域公共交通活性化協議会について
 - (6) その他
 - (7) 閉会

6 議事の概要

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、第9回赤穂市地域公共交通会議を開催いたします。

本日はお忙しいところ、また、遠方にも関わらず、会議にご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の進行をさせていただきます、赤穂市市長公室長の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴希望については、特に申し出はありませんので、引き続き会議を進めていきたいと思っております。

それでは、開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議会長であります、藤本副市長からごあいさつを申し上げます。

会長

皆さん、おはようございます。

本日は、年度初めの大変お忙しい中、第9回赤穂市地域公共交通会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より、本市行政の円滑な推進につきまして、ご理解、ご協力を賜わっておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は次第にもありますように、まず圏域バス「ていじゅうろう」上郡ルートの変更案について事務局からご説明申し上げ、その後、報告事項として、地域公共交通の協議の場として新たに設置いたします赤穂市地域公共交通活性化協議会についてご報告申し上げます。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後ともお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、次第3の委員、専門員等の紹介に移らせていただきます。

今年度初めての会議であり、各団体の役員変更などにより変わられた方もおられますので、ご紹介したいと思います。本日配布いたしております名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

改めまして、会長であります赤穂市の藤本副市長です。

次に、副会長であります 赤穂市自治会連合会、島田 裕弘様です。

次に、赤穂市の岸本総務部長です。

同じく、高見教育次長です。

次に、株式会社ウエスト神姫より、妻木 孝典様です。

次に、兵庫県バス協会より、水田 節男様です。

次に、赤穂タクシー株式会社より、守岡 正彦様ですが、本日、所要のため「欠席する」旨、連絡を受けております。

次に、赤穂神姫タクシー株式会社より、西川 英也様です。

次に、御崎タクシー株式会社より、佐用 大輔様です。

次に、赤穂市自治会連合会より、前田 護様ですが、本日、所要のため「欠席する」旨、連絡を受けております。

次に、赤穂市女性団体懇話会より、眞殿 としみ様ですが、本日、所要のため「欠席する」旨、連絡を受けております。

次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉 一美様ですが、本日、所要のため「欠席する」旨、連絡を受けております。

同じく、赤穂市老人クラブ連合会より、室井 久夫様です。

同じく、赤穂市老人クラブ連合会より、多田 憲子様ですが、まだお見えになっておりませんので、ご紹介のみさせていただきます。

次に、株式会社ウエスト神姫労働組合より、室井 周冊様ですが、本日は所用のため、代理として、平田 靖様にご出席をいただいております。

続いて、専門員の皆様をご紹介させていただきます。

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部より、田中 康嗣様ですが、本日は所用のため、代理として、田橋 一様にご出席をいただいております。

次に、兵庫県赤穂警察署交通課より、喜多村 勇輔様です。

次に、兵庫県土木部交通政策課より、奥藤 秀樹様ですが、本日は所用のため、代理として、寺村 圭祐様にご出席をいただいております。

次に、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所より、井口 智貴様ですが、本日は所用のため、代理として、北濱 眞由美様にご出席をいただいております。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

玉木企画政策課長です。

庵原企画係長です。

建部主査です。

私、市長公室長の尾崎でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長

それでは、これより議長を務めさせていただきます。

次第4の協議事項に入ります。

では、圏域バス「ていじゅうろう」の上郡ルート変更（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元にお配りしております資料1、資料2とていじゅうろうの現在の時刻表をお願いします。

まず、資料1圏域バス「ていじゅうろう」の変更（案）ですが、変更の概要としまして、表の左に従前、右に再編後を掲載しております。

経路については、上郡駅から赤穂市民病院については変更ありませんが、全便を上郡町高田台地区経由に変更としております。

時刻表の運行ルートの面をご覧ください。

現在は、上郡駅、宮ヶ丘、ハイツあゆみ前、岡田整形外科、そして373号線を南へ下り、赤穂市の有年地区である原西口へ行くルートとなっておりますが、資料1の変更図のように、上郡駅を出発しまして、JA兵庫西上郡支店、既存の宮ヶ丘、ハイツあゆみ前を通り、与井西脇、与井、高田台1丁目、高田台3丁目、上郡ネオポリス、高田台5丁目、高田郵便局前、高田小学校前、名田、釜島、原西口に変更となります。

また、時刻表については、資料2の左側に現行の時刻表を載せておりますが、変更後は、下りの上郡駅の出発時刻を6分早め7時44分、13時24分、上りの上郡駅の到着時刻が12時17分、15時27分とそれぞれ変更となります。

なお、昨日4月27日に同様の協議内容を上郡町においても公共交通会議に諮り、原案のとおり承認いただいております。上郡ルートにつきまして、陸運局への手続きの都合上、上郡町だけでなく市域を超えるルートとなりますので、

赤穂市においても会議に諮らせて頂く必要がありますので、ご説明申し上げます。

圏域バス「ていじゅうろう」の上郡ルート変更（案）につきまして、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長 　　ただ今の事務局の説明に関して、ご意見、ご質問等はありませんか。
　　昨日、上郡町で承認をいただいたということですが、何かご意見はありましたか。

事務局 　　特にご意見等はなく、原案のとおり承認されたと聞いております。

会長 　　ご意見はございませんか。
　　特に無いようですので、圏域バス「ていじゅうろう」の上郡ルート変更（案）について、了承してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

異議なしということですので、圏域バス「ていじゅうろう」の上郡ルート変更（案）について、原案のとおり進めていきたいと思っております。

それでは、次第5の報告事項に入らせていただきます。

赤穂市地域公共交通活性化協議会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、「地域公共交通活性化協議会」について、ご報告申し上げます。
　　右上に、資料3としております「赤穂市地域公共交通活性化協議会」について、をお願いいたします。

はじめに1の趣旨ですが、道路運送法及び道路運送法施行規則に基づいて、地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議して、「地域公共交通会議」の役割に加えて、本市が今年度と来年度の2カ年をかけて策定する「地域公共交通計画」について、その策定及び実施に関して必要な協議を行うために、新たに5月1日付けで、「赤穂市地域公共交通活性化協議会」を設置することとしております。

なお本日、お集まりいただいております「地域公共交通会議」につきましては、「地域公共交通活性化協議会」の設置をもって、5月末日で廃止することといたします。

つぎに、「地域公共交通活性化協議会」の所掌事務といたしましては、右上資料4としております「赤穂市地域公共交通活性化協議会設置要綱」をお願いいたします。

こちらの中ほど、第3条にありますとおり、第1号として、これまでの「地域公共交通会議」でもご協議いただいております、市内循環バス「ゆらのすけ」やデマンドタクシー「うね・のり愛号」の運行変更など、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃、料金等に関することや、第3号の計画の策定及び変更に関することや、第4号の計画に位置付けられた事業の実施に関することなどについて、ご協議いただくこととしております。

なお、第2号の自家用有償旅客運送の必要性及び利用者から収受する対価に関することについては、今後、その必要性が生じた際に協議させていただくものでございます。

つぎに、協議会の委員といたしましては、最後のページにあります別表のとおり、本日、お越しいただいております「地域公共交通会議」の委員の皆さまのほかに、上から3番目、鉄道事業者として、JR西日本神戸支社から1名、また下から4番目、学識経験者として、関西福祉大学から先生を1名、また下から2番目、市長が指名する者として、市の建設部長1名を加えた21名で、組織することとしております。

つぎに、戻っていただきまして、第5条のとおり、委員の任期は2年とし、第6条のとおり、副市長を会長として、また、副会長は、委員の中から互選いただくこととしております。

恐れ入りますが、資料3の裏面をお願いいたします。

さきほど、協議会の所掌事務でもご説明させていただきましたとおり、新たに設置する「地域公共交通活性化協議会」では、地域公共交通計画の策定及び実施に関して必要な協議を行うこととしております。

「地域公共交通計画」は、令和2年11月27日に改正・施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律によって、原則として、すべての地方公共団体において策定することが「努力義務」とされております。

そのようなことから、今年度、令和4年度と来年度、令和5年度の2カ年をかけて、本市における公共交通のマスタープランとして、市民の皆さまの利便性を高める移動手段を確保するために必要な、また持続可能な地域旅客運送サービスのあり方を明らかにする「地域公共交通計画」を、皆さまにご協議をいただきながら、策定してまいりたいと考えております。

また、5月1日付けで、皆さまに「赤穂市地域公共交通活性化協議会委員」の委嘱書または任命書をお送りさせていただきますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、「地域公共交通計画」の策定等にあたりまして、また協議会を開催したいと考えておりますが、軽微な案件や、会議を開催する暇がない場合など、状況によっては、書面により開催させていただく場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、ご協議いただく内容等が決まりましたら、ご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「赤穂市地域公共交通活性化協議会」についてのご報告は、以上でございます。

会長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

確認ですが、5月1日付けで地域公共交通活性化協議会を立ち上げるということでしょうか。

事務局

はい、その通りでございます。

会長

4月末でこの会議は廃止ですか。

事務局

5月末で廃止となります。

会長

地域公共交通活性化協議会では、新たにJRの方が入られるのですか。

事務局

JR（鉄道事業者）に加えて、関西福祉大学の方と市の建設部長も入ります。

- 会長 他に意見はありませんか。
ないようですので、以上で、本日予定しておりました協議事項及び報告事項は終わりました。
次に、次第6のその他ですが、事務局から何かありますか。
- 事務局 先ほどご了承をいただきました内容につきまして、今後、バス事業者による陸運局への手続きや、上郡町・赤穂市においては、広報紙やホームページ、また、新たな時刻表の配布等による住民への周知及びPRに務めてまいりたいと考えております。
事務局からは、以上でございます。
- 会長 他に何かありますでしょうか。
- 専門員 兵庫陸運部の田橋です。
平素は、国土交通利用にご協力いただき、ありがとうございます。
それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による事業者支援に対するご協力のお願いということで、既に市にはお伝えさせていただいておりますが、長期化している新型コロナウイルスの影響、昨今の原油価格等の高騰の影響を受け、交通事業者は依然として非常に厳しい状況に置かれているところです。
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和3年度の補正予算について、地方単独分として1.2兆円が計上され、この一部を令和4年度に繰り越ししたことを踏まえて、内閣府から事務連絡が出されております。
その内容につきましては、原油価格高騰を受けて地方公共団体が感染症の影響を受けた事業者や、人流が抑制される中でも公共サービス維持のために事業継続することなど、交通事業者への支援事業というものが挙げられております。
既に多くの自治体の皆様にご支援いただいているところでございますが、厳しい経営状況にある交通事業者に対して、引き続き交付金の活用について、ご支援していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
その他、我々は令和4年1月末に地域連携サポートプランを赤穂市様と締結をさせていただきました。今年度、我々から提案書と計画策定事業を進めていただき、より良いものを進めていきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。
以上です。
- 会長 ありがとうございます。
赤穂警察署さんからは、何かありませんか。
- 専門員 赤穂警察署交通課の喜多村です。
現在、赤穂市内では、高齢者が関係する事故の割合が高水準となっております。赤穂警察署としては、更新時講習を受けられた方を中心に、自主返納を促しています。「ゆらのすけ」や「ていじゅうろう」等が無いと生活に困る方が多くいらっしゃいます。
今後、啓発について広報されるということですので、警察にも広報の内容やポスターを持ってきていただきますと、自主返納される方に啓発していきますので、ご協力よろしく申し上げます。
以上です。

会長 ありがとうございます。
 県庁からは、何かありませんか。

専門員 県でも補助事業として、自主運行バスの立ち上げや ICT の活用などについて補助メニューがございます。ぜひ、そのようなことも活用していただき、自主運行バス等を検討していただければ、交通不便地域も無くなっていくのではないかと思います。計画の策定に合わせて、検討いただければと思います。
 よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。
 他になにかありますでしょうか。
 それでは最後に、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。
 今後、人口減少と高齢化が一層進行していく中で、公共交通は、最も大きな行政課題の1つでございます。
 本市においても、今年度と来年度の2カ年をかけて地域公共交通計画を策定することとしております。
 皆様には、それぞれの分野で今後とも赤穂市の公共交通について、ご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 それでは、これもちまして、本日の会議は終了いたします。
 お疲れさまでした。